

久喜市地域活動支援センター事業実施要綱の一部を改正する告示

久喜市地域活動支援センター事業実施要綱（平成２２年久喜市告示第９６号）

の一部を次のように改正する。

別表中

「

食事、排せつ、入浴及び移動の
うち３つ以上の日常生活動作に
ついて全介助を必要とする程度
又はこれに準ずる程度

食事、排せつ、入浴及び移動の
うち３つ以上の日常生活動作に
ついて一部介助を必要とする程
度又はこれに準ずる程度

」

を

「

食事、排せつ、入浴及び移動の
うち３つ以上の日常生活動作に
ついて全介助を必要とする程
度、著しい行動障害を有する程
度又はこれらに準ずる程度

食事、排せつ、入浴及び移動の
うち３つ以上の日常生活動作に
ついて一部介助を必要とする程
度、行動障害を有する程度又は

これらに準ずる程度

」

に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。